空家のお悩みお聞きします。

神奈川県司法書士会と横浜地方法務局による
「相続登記・空家問題相談会」（無料）共同開催

１０月１日（日）当会と横浜地方法務局は、現在社会問題となっている空家問題に関する無料相談会を共同開催します。ご近所の空家、親族の方々の相続登記等のご相談にお応えします。

◆日　　時：平成２９年１０月１日（日）午前１０時００分～午後４時００分
◆場　　所：横浜第２合同庁舎１階　共用第２会議室（横浜市中区北仲通五丁目５７番地）
◆交通手段：みなとみらい線「馬車道駅」下車　２番出口　徒歩１分
　　ＪＲ京浜東北線・横浜市営地下鉄線「桜木町駅」下車　徒歩７分
　　車でのご来場はご遠慮ください。
◆相談料　：無料
◆事前予約制：予約はこちらまで　横浜地方法務局総務課　☎ ０４５（６４１）７４６１
　　平日　午前８時３０分～午後５時１５分（土日祝を除く）

◆相談例◆
・ひとり暮らしで誰も家を継ぐ人がいない。
・遺産分割協議をしたいけれど、相続人の一人が認知症で協議できない…。
・空家を持っているが、相続登記をしていない。
・隣の家が空家、どうしよう…。

・なぜ空家が社会問題となっているのか？
　→　適切な管理が行われていない空家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている（ 空家等対策の推進に関する特別措置法・平成27年5月26日施行）
・空家数は、神奈川県で４８万戸・全国で８２０万戸（平成２５年度土地・家屋統計調査）
　→　放置したまま特定空家に認定されると、土地の固定資産税が６倍に！
・神奈川県の７５歳以上の一人暮らし高齢世帯は１３万世帯超　→　多数の空家予備軍

司法書士は、「くらしの法律家」として、空家予防、高齢者支援に寄与します。

①空家予防の観点から遺言書等の作成支援

②親の死亡後、放置中の空家は、相続登記を行い空家の活用→流通に置き空家減らし

③後見制度の利用により財産の有効利用
　→　司法書士は成年後見制度に関する取り組みを積極的に行っており、親族以外の第三者後見人として、家庭裁判所から最も多く選任されております。
　　司法書士９，４０８件　弁護士８，０４８件　社会福祉士３，９９０件
　　（平成２８年：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より）

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本件に関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

神奈川県司法書士会

〒231-0024　横浜市中区吉浜町１番地
TEL: 045-641-1372　　FAX: 045-641-1371
＜ＨＰ＞　http://www.shiho.or.jp/

案内図	
交通手段	みなとみらい線「馬車道」駅下車，2番出口徒歩1分 JR京浜東北線・横浜市営地下鉄線「桜木町」駅下車，徒歩7分 ※　駐車場は使用できません。公共交通機関を御利用ください。